# 宮若市住宅取得補助金

### 対象者

宮若市に永住することを目的に、市内に自己の居住のための住宅を取得し、6ヶ月以内に当該住宅に 居住を開始した人

※地元自治会活動や地域活動に積極的に協力することが条件になります。

ただし、次の場合は対象外となります。

- ・贈与や相続されたもの
- ・現在または過去に市内に住宅を取得していた人が、その住宅を建て替え、または新たに住宅を取得する場合
- ・市税及び国民健康保険税並びに各種使用料等の滞納がある人(世帯員含む)
- ・過去に宮若市から定住奨励金の交付を受けた人

## 補助金の対象となる住宅

令和7年1月1日から令和9年12月31日までに対象者(上記)が取得し、登記が完了した住宅 玄関、トイレ、台所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有する、床面積(居住の用に供する部分と事業 の用に供する部分とが結合する併用住宅については、居住の用に供する部分に限る。)が50平方メートル以上 280平方メートル以下の建物

## 補助金額

下記表に基づく金額。ただし、1,000円未満の端数を切り捨てた金額となります。

	新築住宅の場合	
定額		50万円
	18歳以下の子 (※1) 1人当たり (最大3人分まで)	20万円
+	居住開始日に30歳未満	100万円
加	市内業者施工又は販売	40万円
算	A転入者(筑豊地域) (※2)	20万円
	®転入者(A以外の福岡県内) (※2)	30万円
	©転入者(福岡県外) (※2)	50万円

	中古住宅の場合	
	定額	25万円
	18歳以下の子 (※1) 1人当たり (最大3人分まで)	10万円
+	居住開始日に30歳未満	50万円
加	市内業者施工又は販売	20万円
算	<b>④転入者(筑豊地域)</b> (※2)	20万円
	B転入者(A以外の福岡県内) (※2)	30万円
	©転入者(福岡県外) (※2)	50万円

- (※1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (※2) ABCはいずれか1つ

中古住宅 … 購入日を基準として、建築後5年を超える住宅

このほか、補助金の詳細についてはお問い合わせください。

※こちらの補助金は所得税法上の「一時所得」に該当し、申告が必要となります。 ※居住開始から7年未満で転出等した場合は、補助金の返還を求める場合があります。

#### 申請期間

居住開始から6ヶ月以内。 当該住宅の取得前に賃貸借契約を締結し居住した場合は、住宅取得から6ヶ月以内。

#### 申請書類

①宮若市住宅取得補助金交付申請書 ②住民票謄本 ③戸籍の附票または住民票の除票(転入者のみ)

④住宅取得に係る請負契約書または売買契約書及び領収書の写し

⑤対象住宅の登記事項証明書(またはその写し) ⑥間取り図 ⑦誓約書 ⑧その他市長が認める書類



宮若市役所 まちづくり推進課 TEL 0949 (32) 0773